

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
30年－11 (30. 6.11)	危機管理	<p>中国電力による島根原発3号機の適合性審査申請について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>中国電力は5月22日に、島根原発3号機の新規稼働に向けて国に適合性審査を申請するため、島根県と松江市に事前了解の申入れを行い、鳥取市・境港市・米子市など周辺自治体には事前報告を行った。2011年に東京電力福島第一原発事故を経験した私たちは、周辺自治体の民意を十分考慮することなく、新規原発稼働の開始手続をこのように拙速に進めてはならないと考える。</p> <p>日本の原発事故をきっかけとして、世界では原発から再生可能エネルギーへと大幅なエネルギー転換政策が行われている。原発を稼働すれば、将来にわたって、事故や災害による大きなリスクを抱え続けることになる。原子炉などの施設や使用済み核燃料の処理方法も確立していない。地域でのエネルギー需給のあり方など、日本のエネルギー政策について十分な議論や合意を得ることなく拙速な結論を出すことは、私たちの世代の目先の利益のために、未来に大きな禍根を残すことになりかねない。未来の世代への責任について、私たちはもっと真剣に考える必要がある。</p> <p>中国電力は島根原発3号機の安全性について強調しているが、審査する立場の国は、原発に絶対の安全性がないことを認めており、再び「想定外の事故」が起きる可能性を否定できない。東日本大震災による原発災害からわかったことは、ひとたび事故が起きれば、放射能汚染が海・山・田畑・街と広範囲に拡散し、被害は長期にわたるといふ現実である。</p> <p>もし、島根原発で過酷事故が起きたら、風向きによって、立地自治体の島根県だけでなく、鳥取県の自然・文化・コミュニティもまた破壊され、人々の暮らしを支える産業にも取り返しのつかない打撃を与えることになる。多くの人々の平穏な生活が奪われるという点においては、立地自治体も周辺自治体も変わりがない。鳥取県・境港市・米子市など島根原発から30km圏の自治体においても、同様に事前了解権（同意権）を認める安全協定を結ぶ必要があると考える。</p>	えねみら・とっとり（エネルギーの未来を考える会） 共同代表 山中幸子

▶陳情趣旨

- 1 島根原発から 30km 圏内の周辺自治体に対しても立地自治体と同等の事前了解権（同意権）を認める安全協定に改定するよう、鳥取県から中国電力に求めること。
- 2 島根原発 3 号機の適合性審査申請に関しては、長期的な視点で慎重に議論する必要があるため、議会として公聴会を開くなど県民の声をよく聞いて慎重に議論すること。